

議案第 8 号

海老名市いじめ防止条例の制定について

海老名市いじめ防止条例を別紙のとおり定める。

平成 2 7 年 2 月 2 6 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため

海老名市いじめ防止条例

（目的）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止に係る基本理念、基本方針等を定めることにより、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第2条 市、学校、保護者及び地域は、いじめが全ての児童等に関する問題であるとの認識に立ち、全ての児童等がお互いを思いやり、尊重し、安心して生活し、学び合うことができる環境を整えるとともに、それぞれがその責務及び役割を自覚し、迅速かつ組織的にいじめの防止等に取り組まなければならない。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） いじめ 児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等電子媒体を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- （2） いじめの防止等 法第1条に規定するいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- （3） 学校 海老名市立の学校の設置に関する条例（昭和47年条例第13号）に規定する小学校及び中学校をいう。
- （4） 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- （5） 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本方針）

第4条 市は、いじめ問題の重要性を認識し、学校が解決に向けて取り組むべき事項について、次のとおり基本方針を定める。

- (1) 児童等一人ひとりを大切にする人権教育の基盤に立って、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にし、いじめを許さない指導等の充実に努めること。
- (2) いじめの防止等においては、「被害者」又は「加害者」だけでなく、「観衆」又は「傍観者」など周囲の児童等にも注意を払う必要があることを認識して、絶えず実態把握に努めること。
- (3) いじめの防止等のために、保護者、教育委員会、関係諸機関及び地域と連携すること。

(子ども宣言)

第5条 教育委員会は、児童等一人ひとりがお互いを思いやり、尊重し、安心して生活するために、児童等がいじめの防止等に対して取り組むべき事項について宣言を行い、定めることができる。

(市の責務)

第6条 市は、第2条に規定する基本理念に基づき、いじめの防止等のために必要な施策を策定し、実施するものとする。

(学校の責務)

第7条 学校は、法第13条に規定する学校いじめ防止基本方針を定め、基本理念等に基づき、いじめが行われず、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者等関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると料料するときは、適切かつ迅速にこれに対処し、再発の防止に努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会の設置)

第9条 教育委員会は、法第14条第1項の規定により、いじめの防止等に関する組織及び団体の連携を図るため、海老名市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 協議会の委員は、次に掲げる組織に所属する者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校
- (2) 児童相談所
- (3) 法務省の人権擁護機関
- (4) 海老名警察署
- (5) その他教育委員会が必要と認めるもの

4 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(いじめ対策調査会の設置)

第10条 教育委員会は、法第28条第1項に規定する調査を実施するため、いじめ対策調査会（以下「調査会」という。）を置くことができる。

2 調査会は、委員5人以内をもって組織する。

3 調査会の委員は、法律、医療、心理等の教育等に関する専門的な知識若しくは経験がある者又はその他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

4 前2項に定めるもののほか、調査会の運営に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(いじめ対策再調査会の設置)

第11条 市長は、法第30条第2項に規定する調査を実施するため、いじめ対策再調査会（以下「再調査会」という。）を置くことができる。

2 再調査会は、委員5人以内をもって組織する。

3 再調査会の委員は、法律、医療、心理等の教育等に関する専門的な知識若しくは経験がある者又はその他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。ただし、前条第3項の規定により調査会の委員として委嘱された者を除く。

4 前2項に定めるもののほか、再調査会の運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2 教育専門指導員の項の次に次のように加える。

いじめ問題対策連絡協議会委員	日 額	8,700
いじめ対策調査会委員	日 額	8,700
いじめ対策再調査会委員	日 額	8,700